

堺市監査委員公表第30号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年8月7日

堺市監査委員	札場泰司
同	大林健二
同	原繭子
同	澤由美

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	出資団体監査 (株式会社さかい新事業創造センター)	
監 査 実 施 期 間	令和 7 年 11 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 30 日	
措置を講じた部局等	産業振興局 産業戦略部 地域産業創造課 株式会社さかい新事業創造センター	
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課等
2 経理について (1) 固定資産の管理状況を確認したところ、カフェ換気フード設備及びカフェ給水計量設備について、令和元年度のカフェ営業終了により、壁内や床下に設備の一部が残置されているものの、設備としては利用できない状態であった。 しかし、当該設備は固定資産台帳及び貸借対照表の固定資産に計上されたままとなっていた。	カフェ換気フード設備及びカフェ給水計量設備は、令和元年度にカフェを閉店した際に使用しなくなった設備として固定資産台帳及び会計上の除却をする必要がありましたが、廃棄を伴わない場合の除却処理の必要性の認識が当時十分でなかったため処理が行われていなかったものです。 御指摘を受け、令和 7 年 12 月 18 日に固定資産台帳及び会計上の除却処理を行いました。 今後は、固定資産の廃棄の有無にかかわらず、事業としての使用を廃止した資産については、使用終了時に担当者が固定資産台帳及び会計上の除却を行います（有姿除却）。 また、年度末に業務マネージャーが行う実地棚卸に際して、有姿除却した資産の取扱いに関する留意事項を定めるなど、マニュアルの改訂を行いました。 さらに、専門家への質問を随時行える体制を強化し、固	株式会社さかい 新事業創造センター

4 事業運営について (1) センターの契約状況を確認したところ、以下のものがあった。 ア センター経理規程（以下「経理規程」という。）第 39 条では、予定価格が 100 万円を超える契約については、5 者以上を基準として指名業者を選定し、契約の相手方を決定することとされている。また、例外的に 1 者による随意契約を行うには、同条但し書きにより、担当取締役が特別の理由を認める必要があるとされている。 しかし、予定価格が 100 万円を超えるインキュベーションマネージャー業務について、担当取締役まで決裁を行った上で、1 者による随意契約が締結されていたものの、決裁文書に特定の 1 者を選定した理由の記載は確認できなかった。 イ 経理規程第 39 条では、予定価格が 30 万円を超え 100 万円以下の契約については、2 者以上を基準として指名業者を選定し、契約の相手方を決定することとされている。また、例外的に 1 者による随意契約を行うには、同条但し書きにより担当取	定資産の適切な管理を徹底します。 インキュベーションマネージャー業務は、入居者の事業計画、事業活動等の支援が主な業務内容となるため、中小企業診断士又は JBIA のインキュベーションマネージャー養成研修修了、かつ創業支援等の業務経験を基に選考しており、前年度の業務において良好な履行実績を挙げているため 1 者による随意契約を締結しましたが、決裁文書上での確認が十分でなかったことから根拠条文及び 1 者による随意契約の理由の記載漏れがありました。 今後は担当者が 1 者による随意契約の必要性や妥当性を決裁文書に記載し、決裁権者が確認した上で契約事務を実施することにより、再発防止を徹底します。 当時の経理規程では、30 万円を超える場合の 1 者による随意契約について、第 39 条ただし書により担当取締役が特別の理由を認めると規定し、第 40 条で 250 万円以下の工事案件は事業部長が随意契約により事業を決定すると規定さ	株式会社さかい 新事業創造センター 株式会社さかい 新事業創造センター
--	---	---

締役が特別の理由を認める必要があるとされている。 しかし、予定価格が当該区分に該当する本館 100 号室の原状回復工事及び空調設備工事について、1 者による随意契約を締結しているにもかかわらず、決裁は事業部長にとどまり、担当取締役の決裁を経ていなかった。また、決裁文書に、特定の 1 者を選定した理由の記載は確認できなかった。	れていました。このため、事業部長を決裁者と判断し、第 39 条の規定に基づく担当取締役の決裁手続を経ていなかったものです。 本件原状回復工事及び空調設備工事の事業者は、それぞれ弊社施設の設備や仕様を熟知しており、過去に同様の工事実績がある事業者であるため 1 者による随意契約をしましたが、決裁文書上での確認が十分でなかったことから根拠条文及び 1 者による随意契約の理由の記載漏れがありました。 なお、経理規程については、1 者による随意契約ができることの理由を明示し、決裁者が明確となるよう令和 7 年 11 月 1 日に改正を行いました。 今後は担当者が 1 者による随意契約の必要性や妥当性を決裁文書に記載し、決裁権者が確認した上で契約事務を実施することにより、再発防止を徹底します。	
[1 者による随意契約に関する必要性の検討について（意見）] 経理規程では、1 者による随意契約は例外的な契約方法とされており、当該規定は、契約の締結にあたって複数者による競争を行わせることで、経費の抑制等を図ることを目的としたものであると考えられる。 一方で、前記(1)で指摘した契約	御意見を受け、1 者による随意契約に当たっては、これまでも、事務手続の実施ごとに必要性・妥当性を検討しています。御意見を踏まえ、今後は、一層適切な事務とするため、経済性や事業効率性の観点からも検討を行うよう社員	株式会社さかい 新事業創造センター

このため委託契約等に係る基準額を4倍にまで引き上げた理由をセンターに確認したが、大幅な基準額の引上げを行う合理的な理由は認められず、金額の妥当性についても十分検討した上で決定されているものであったという心証は得られなかった。 以上のことから、センターは、改めて当該改正内容の合理性を検討し、必要に応じ経理規程を改正されたい。		
--	--	--